

消 防 危 第 25 号
平成 25 年 2 月 22 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として下さい。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知下さいますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたのでご承知おき願います。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）・・・・・・・・・・・・・・法
危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）・・・・・・政令
危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）・・・・・・規則
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示
（昭和 49 年自治省告示第 99 号）・・・・・・・・・・・・・・告示

(問い合わせ先) 消防庁危険物保安室 担当：三浦補佐、七條係長 TEL 03-5253-7524 FAX 03-5253-7534

(移動タンク貯蔵所関係)

問1 国際海事機関(IMO)が採択した危険物の運送に関する規程(IMDGコード)に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所については、政令第15条第5項により基準の特例が定められているが、この場合、IMDGコードにおいてタンクの諸元毎に定められている適応する危険物に係る規定についても適合する必要があるものであるか。

答1 お見込みのとおり。

なお、IMDGコードに規定されているタンクの諸元及びそれに適応する危険物については、船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和54年9月27日運輸省告示第549号)別表第1の表並びに備考6(4)(i)(ii)及び(iii)の規定と同内容であるので参考にされたい。

(運搬容器関係)

問2 国際海事機関(IMO)が採択した危険物の運送に関する規程(IMDGコード)に定める基準に適合している旨を示す表示(IMO表示板)が貼付されている移動貯蔵タンクのうち、規則別表第3の3(金属製の欄に限る。)又は別表第3の4(金属製の欄に限る。)に掲げる基準に適合するものについては、規則第43条第1項第2号の機械により荷役する構造を有する容器の基準も満たすことから、当該タンクを移動貯蔵タンクではなく運搬容器とみなして運搬を行うことを認めてよい。

答2 お見込みのとおり。

なお、最大容積については、IMO表示板の交付に係る各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等により確認できるものであること。

また、ドライコンテナ等への危険物運搬容器の収納方法については、IMO等がガイドライン「Guidelines for Packing of Cargo Transport Units(CTUs)」の中で別紙のとおり例示しているので、指導の参考とされたい。

(定期点検関係)

問3 規則第13条の4及び第23条の2に定める電気防食は、「「土壌汚染環境保全対策事業」申請書類に関する協力依頼について」(平成20年2月21日付け消防危第27号)により、「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク及び鋼製地下配管の電気防食(JSCE S 0601:2006)」(以下「電気防食規格」という。)に基づき行うこともできるとされているが、法第14条の3の2に基づく電気防食設備に係る定期点検についても、電気防食規格に定められた以下の項目について実施すればよいか。

- 1 電気防食装置の損傷の有無(目視点検)
- 2 地下貯蔵タンク及び地下配管の対地電位
- 3 陽極発生電流
- 4 外部電源方式の場合、直流装置の作動状況(出力電圧・出力電流)

答3 お見込みのとおり。

(製造所等関係)

問4 電気防食に係る電位測定端子は、告示第4条第2号により適切な間隔で設けることとされており、「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク及び鋼製地下配管の電気防食(JSCE S 0601:2006)」では防食電流が到達し難いと想定される場所にも設けることとされている。

このことについて、「防食電流が到達し難いと想定される場所」とは、地下配管又は地下貯蔵タンクに近い位置で、かつ、できるだけ陽極又は電極から離れた位置を指すと解してよいか。

答4 お見込みのとおり。

貨物輸送ユニットの収納指針（抄） （仮訳）
(IMO/ILO/UNECE Guideline for Packing of Cargo Transport Units)

- 3.2.3 均一な形状と大きさの荷物を積む場合には、壁から壁まで隙間なく積み込むべきである。しかし、多くの場合では隙間が発生することがある。荷物間のスペースが大きすぎる場合は、荷敷き、折り畳まれた段ボール、エアバッグ又は他の適切な手段を用いて荷物を固定しなければならない。

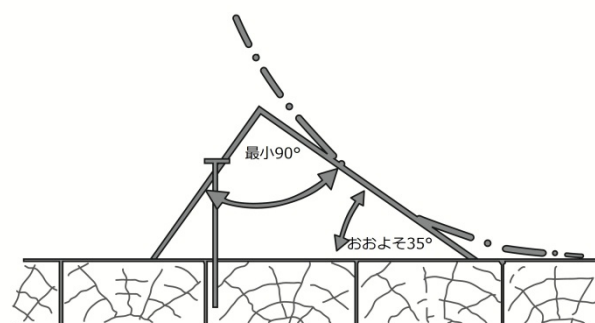


図 17 くさびによる荷物の回転防止

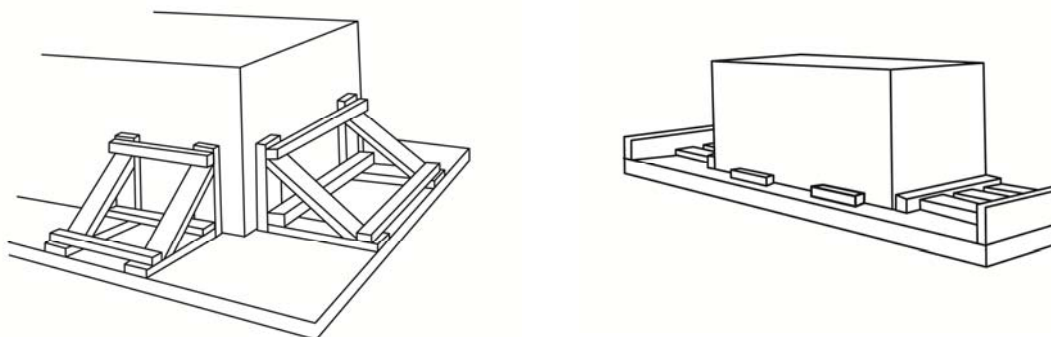


図 18 当て木による固定

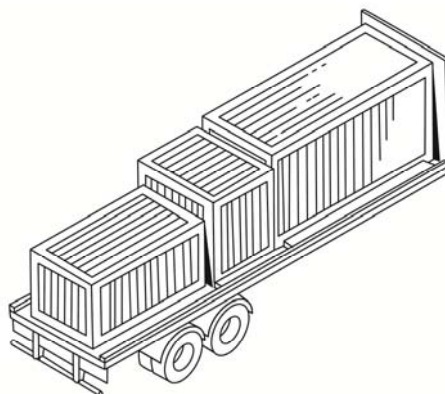


図 19 トレーラーのヘッドボードへの固定

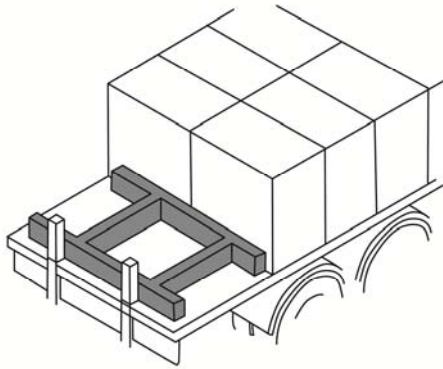


図 20 Hブロックによる固定

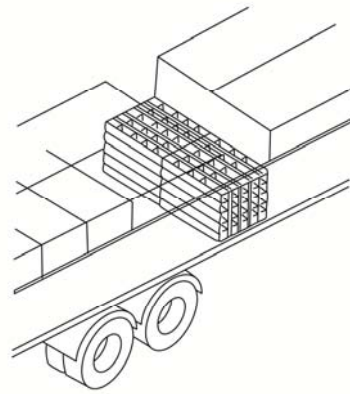
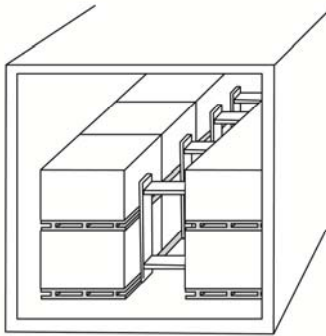
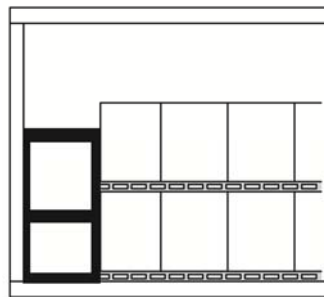


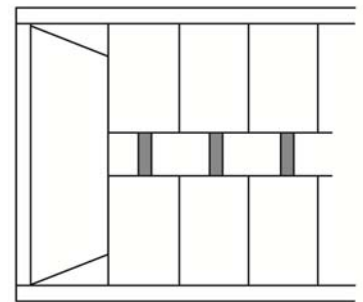
図 21 縦置きパレットによる固定



後ろから見た図



横から見た図



上から見た図

図 22 堅い壁を持つ貨物ユニット内の荷物の固定

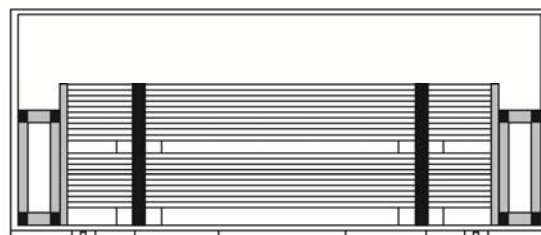
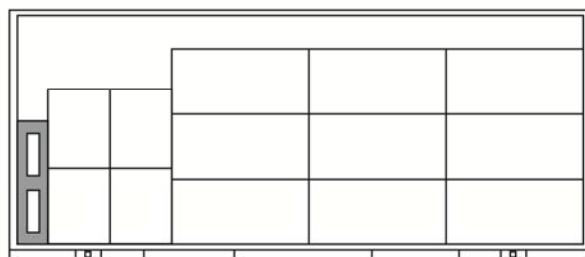


図 23 荷物と壁の隙間を全て埋める